

「小売業者の引取義務の対象とならない廃家電」に係る 回収体制の構築状況等に関する調査結果

平成29年12月4日
環 境 省

今年度調査の概要

- 「小売業者の引取義務の対象とならない廃家電」(いわゆる「義務外品」)に関する市区町村の回収体制の構築状況については、平成21年度以降、環境省において毎年度調査を行ってきた。
- しかし、昨年度の合同会合において、委員から、調査結果の精査の必要性が指摘されたことを受け、今年度は、各市区町村における回収体制構築状況をより客観的かつ詳細に把握できるよう、調査票の質問項目を抜本的に見直した上での調査を行った。
- その際、「小売業者の引取義務の対象とならない廃家電」に係る回収体制だけでなく、「小売業者の引取義務の対象となる廃家電」の排出方法に関する周知の仕方についても、市区町村ごとの状況を明らかにするため、新たに質問項目を設けて調査した。
- さらに、調査を行うだけでなく、市区町村が回収体制構築等を実施しやすいよう、必要事項を平易かつ簡潔に整理したパンフレットを作成・送付し、対応を促した。
- また、独自の調査を行い、次表においてA'に当たる市区町村のリストを自会のホームページにて紹介している(一財)家電製品協会に御協力いただき、次表のA'の相互確認作業を行った。

「小売業者の引取義務の対象とならない廃家電」の回収体制構築等を完了している市区町村数

- 「小売業者の引取義務の対象とならない廃家電」の回収体制の構築及び「小売業者の引取義務の対象となる廃家電」の排出方法の周知のいずれもが完了している市区町村数は平成29年11月現在で786市区町村(全市区町村の45.1%)であった。
- 人口ベースで見ると回収体制構築等の完了率は76.5%であり、人口の少ない市区町村において取組が進んでいない傾向が見られた。

回収体制構築等の完了状況

	義務外品の回収体制を構築している市区町村数		全市区町村数 (B)	全市区町村に占める割合	
	(A)	うち、義務対象品排出方法の周知も適切になされている市区町村数(A')		(A/B)	(A'/B)
市区町村数(件)	859(970)	786	1,741(1,730)	49.3%(56.1%)	45.1%
政令市	19(17)	19	20(20)	95.0%(85.0%)	95.0%
中核市	39(36)	39	48(45)	81.3%(80.0%)	81.3%
特例市	31(30)	30	36(39)	86.1%(76.9%)	83.3%
一般市					
15万人以上	46(41)	45	57(56)	80.7%(73.2%)	78.9%
10万人以上 15万人未満	77(83)	75	102(101)	75.5%(82.2%)	73.5%
10万人未満	301(341)	278	528(528)	57.0%(64.6%)	52.7%
特別区	23(23)	23	23(23)	100.0%(100.0%)	100.0%
町村					
1万人以上	195(207)	177	423(420)	46.1%(49.3%)	41.8%
1万人未満	128(192)	100	504(498)	25.4%(38.6%)	19.8%
人口(万人)	9,984(9,794)	9,762	12,763(12,709)	78.2%(77.1%)	76.5%

※括弧内は前年度の数字

回収体制構築等未完了自治体の詳細状況

- 「小売業者の引取義務の対象とならない廃家電」の回収体制構築等が完了していない市町村に関し、アンケート結果に基づき、回収体制の構築等の進捗について、詳細な把握を行った。
- その結果、一定数の自治体(分類1及び2)は、比較的軽易な作業で完了状態に至ることが判明した一方、ほとんど何も手当て出来ていない自治体(分類5及び6)も相当数存在していることが明らかとなった。

分類	状況	市町村数
1	「小売業者の引取義務の対象とならない廃家電」の回収体制は構築されているが、「小売業者の引取義務の対象となる廃家電」の排出方法が明記されていない。	129
2	「小売業者の引取義務の対象とならない廃家電」を誰に引き渡すかはあらかじめ調整済みであり、その引渡先はガイドラインの規定に準拠しているが、web・配布物等での周知がなされていない。	94
3	「小売業者の引取義務の対象とならない廃家電」の引渡先は排出者からの問合せの都度、調整して決めることとされている(ただし、その引渡先はガイドラインの規定に準拠している)。	127
4	「小売業者の引取義務の対象とならない廃家電」を誰に引き渡すかはあらかじめ調整済みであり、何らかのかたちで周知もなされているが、引渡先がガイドラインの規定に準拠していない。	27
5	「小売業者の引取義務の対象とならない廃家電」を誰に引き渡すべきかについて、明記も調整もしていない。	524
6	廃家電の排出方法について何も広報をしていない。	28

調査後のフォローアップ

- 前ページの分類1～6に当てはまる市町村に対し、それぞれ、具体的に何をしていたかを分かりやすく記載したメールを、各市区町村宛に個別に発出。
- 上記メール送信以降、メールを受信した市町村から多数の問合せあり(11月27日現在メール103件・電話62件)。多くは、回収体制構築等を完了するための助言を求める内容。これらに対し、電話等で個別に対応。
- 並行して、回収体制構築等が完了した旨の連絡も市町村から随時到達中(11月27日現在 133件)。今後、これら市町村のwebサイト等を精査(※ これらの市町村の数は、p.2の表の「義務外品の回収体制を構築している市区町村数」には含まれていない)。
- また、(公社)全国都市清掃会議など各自治体団体に対し環境省から状況を説明し、更なる協力を要請済み。今後、集計結果を都道府県にも提供しつつ、今年度中に1箇所でも多くの市区町村が回収体制構築等を完了できるよう支援していく。

参考：回収体制構築等完了自治体一覧（家電製品協会サイト）

○（一財）家電製品協会が開設しているウェブサイト「これで解決！家電リサイクル」において、回収体制構築等が完了している自治体のウェブサイトへのリンクを一覧で紹介。



使わなくなった製品を購入したお店に引き取りを依頼できない場合

使わなくなった製品を購入したお店が、例えば引越しのたなになってしまった、廃業してしまった、所在が不明である、プレゼントされた製品なので購入したお店が不明である等購入したお店に依頼ができない場合は、正しくリサイクルするための2つの方法があります。

通信販売、ネット販売、テレビショッピング等から購入しその購入店に依頼できない場合も同様です。

①お住まいの自治体(市区町村)に問い合わせる

・市区町村により、購入店に依頼できない場合がありますので、お住まいの市区町村までお問い合わせください。

[全国自治体家電リサイクル関連ページ検索はこちら](#)

②ご自分で指定引取場所へ持っていく

AEHA 一般財団法人家電製品協会

リサイクルの始まりは正しい処分から これで解決！家電リサイクル

全国自治体家電リサイクル関連ページ検索

検索結果：東京都

- ・自治体ホームページへのリンクは別ウィンドウで開きます。
- ・リンクの張っていない自治体(下線なし)は、家電リサイクル品の処分方法についてのご案内ページがありません。直接、自治体にお問い合わせください。

● 東京都

- | | | | |
|----------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| 千代田区 | 中央区 | 港区 | 新宿区 |
| 文京区 | 台東区 | 墨田区 | 江東区 |
| 品川区 | 目黒区 | 大田区 | 世田谷区 |
| 渋谷区 | 中野区 | 杉並区 | 豊島区 |

【大手家電流通協会】

- 自治体から要請があった場合に積極的に対応することについては、協会全体として合意の方向で進んでおり、実際に、自治体から要請があれば、HP掲載も含めて了解し、自治体の体制構築に協力している。〈平成29年度～〉
- 引取りの現場では小売業者の引取義務の対象となるか否かにかかわらず、全店舗にて回収。〈平成27年度～〉

【全国電機商業組合連合会】

- 自治体からの要請があった場合は、連合会として「小売業者の引取義務の対象とならない廃家電」の引取りに応じることとしており、各商組に対して応じるよう要請済み。〈平成27年度～〉

—資料3 p.10より抜粋—

参考：調査の背景

○ 「小売業者の引取義務の対象とならない廃家電」については、「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」※において、以下のように記載されている。

- ・ 小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物(以下「義務外品」という。)については、回収体制が構築されていない場合には、消費者の排出利便性が損なわれ、不法投棄や不適正処理のおそれがあることから、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、地域の実情に応じ、小売業者や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を早急に構築する必要がある。
- ・ 「すべての市町村においてこれらの特定家庭用機器廃棄物の回収体制が構築されるよう、国は、回収体制に関するガイドラインの策定等を通じて、市町村の取組を支援し、その状況について定期的にフォローアップするべきである。」

○ このため、国では、「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を作成し、平成27年3月に全国の市町村に送付した。

○ また、平成30年度までに全ての市区町村が義務外品の回収体制を構築することを、平成28年1月に廃棄物処理法の基本方針に位置付けるとともに、平成28年3月に特定家庭用機器廃棄物回収率目標達成アクションプランの取組目標に位置付けた。

※ 「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電機・電子機器WG 中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会 合同会合、平成26年10月)

ガイドラインにおいて、「小売業者の引取義務外品」の回収体制に関し、以下①～⑧のいずれかの方式により「小売業者の引取義務外品」の回収を行っており、かつ、②～⑧の場合には、回収主体に対する定期的な確認や、回収主体の名称及びその連絡先を住民に周知していることを、「小売業者の引取義務外品」の回収体制を構築している市区町村の要件としている。

- ①市区町村が回収(直営・委託)
- ②市区町村と協定等を締結した家電小売店が回収
- ③市区町村から依頼を行った家電小売店が回収
- ④家電小売店団体が設置した受付センターが回収
- ⑤市区町村と協定等を締結した一般廃棄物収集運搬許可業者が回収
- ⑥市区町村から依頼を行った一般廃棄物収集運搬許可業者が回収
- ⑦一般廃棄物収集運搬許可業者団体が設置した受付センターが回収
- ⑧一般廃棄物収集運搬許可業者※が回収(上記⑤～⑦以外で市区町村が当該業者の名称及びその連絡先を広報)

※一般廃棄物収集運搬許可業者には、再生利用指定(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号)を受けた事業者が含まれる。

なお、住民が自ら指定引取場所に運搬する方法しか存在しない場合には、回収体制を構築していないものとしている。